天明太平記

八

へ 13
3315
8

牛込区 池田蔵書

天明三年記卷八

目録

一四谷左門稲荷の縁起
　　狐田井の稲荷御神の事
一俵藤太の事
　　藤田口右衛門力生の事
一俵藤太田の蛇婚の事
　　藤親子無類の事

東京大学図書館蔵 本大學図書館

近世小説　嶋田一郎實録　二十五　堀田先生編　造化色論　全

開明小説　三田五人切實記　十五冊　春色先生編　世界大機　全

相州奇談　真土村實録　全　松村春輔著　三府膝栗毛　三編　大尾

近代　紀文實録　十二冊　春風日記　全

於百實傳　怪妖物語　百十冊　大尾

清新のくちすり　履女香

此頃某はお新の面を中しもを白し孔目をこまかに記るゆ変こと神のめーふきびたるすす。絵もの〳〵。あとなくおかうてゆるゆーくなるゆ変合たり。茂こ口用ひ。まことに美人とぬりたまひ〳〵し

誠光堂述

東京　書林

京橋弥左エ門町　文永堂　大嶋屋傳左エ門

牛込細工町　誠光堂　池田屋利三郎

同　盛弘堂　池田屋清吉

牛込 池清

へ13 3315 8

天明三年記巻八

四月廿五日稲荷塚百姓共
天保四豊年ニ付百姓様御願申上ル事
新堀村百姓共
奥向へ参入お願ひ申上ル
百姓共焼米願ひ
軍棺ニ付百姓請
ぶの石碑稲荷塚
百姓願引込

[illegible]大小石[illegible]の[illegible]
り玉園寺院向ゑ殿中小書[illegible]
ゞ[illegible]ハ玉の[illegible]
[illegible]り泉水の[illegible]
奏[illegible]
[illegible]様し御[illegible]
園[illegible]
黒柿[illegible]

論石釣[illegible]
[illegible]
柿し玉ハ[illegible]
枝し陸[illegible]
年[illegible]
も[illegible]
あり[illegible]
ハ吉法眼し年[illegible]

表具〳〵る。三沖あり。石ハ伽羅の横長
目かの郡の石あり。書院ハ海に向ふ
格子障子ハ金ぬり。銀し。檜法隆寺ハ多磯
石ぬて組上てる。石垣あり。泉水ハ大川の後
き水門を家ハ鋼格子を用組て
釣船三艘横船を綱ハ
進あり。御ゆ屋ハし。宗皇帝法華
林蔭園し。首塚を石ぬる。板塚殿

多〳〵ハ木上りなるハ石大御見ハ
門ハ石瓦塀御所を家ゆ
三ヶ所ハ。仮門豊臣秀吉年ハ
是迄ハ。諸事ハ。お勅使ハ
奥御間ハ居。仮お勅使
ハ仮門豊臣ハ。人あり
極暑ハ。女ハ。扇ハ。稲荷
天御石ハ。御所を。百姓の屋

引れ位牌石塔也山ハ是迄先例是迄あまる事
故ま度中石塔に御座し弟ま成中ふの
石塔あり奥向より御部屋様御座を
位牌ハ山安合れ位牌は菩提所に墓あり
大納言御が生涯ハ御墓所月前あり御墓
月前に御殿して死大御霊物故名る丈夫に
り清ふ死ちて中ハ戦場にて月ろ具ふ辞
猫の世ふ不玉ふ具あり甘覚隠御当ち居

役者稀々方ハ遠々振に内陣ともつ冥ふ居り
御中ぎ子の菩提あり位て海見園御成ハ木
止りふ度所も夫婦ふ清ま子四元大功ハ
細謹を顧ず氏素を語へ姫宿位牌中うろ
遠り是非あしと奥向へ出所あり甘草履
し厨様にて押付んと思しが深く思案して
たれまで第一人追込たまバ逆遊くとく文
あしくと語居ふ度所大丈夫あり土家ふ任せ

[illegible]内の大臣を呼び入れ奥へ向かはれ門を
閉じ戸口を固め侯国を窺ひ二人
向ひ合ひ帰り仰せられけるは論方あるべ
き事なり自殺遂げて主辰氏君の大臣中
侯国を所ハ大臣し姫あり退役きたる時
異事なし大奥門を閉じ番人を
を所て侯国君の殿中を固ハ番方を
小役人あり清二人し主殿を
[illegible]

[illegible]口を切り君の侯国
あり主君を上者を侯国を[illegible]仰せ
を[illegible]方より君の内を
出る[illegible]役
[illegible]侯国を内ハ
[illegible]方を
あ内[illegible]宮を[illegible]
[illegible]先[illegible]

讒言申上ヶ候故君臣之間御勘気蒙り豊前守
隠居中身づし候様ハ言ふ被成候故何ぞ
中々さが而和談まじく書を以依田隠
居所くして夫々子細承り候て依田豊前
守御耳に入候処早々御上段へ追放有之旨
御側元告来りて候故豊前守不思議の思
おがを遠御上段へ参り候が将軍家
何のりも御機嫌を存じ入候て候故豊前守

遠慮の事仕候が豊前守自らゝゝ
仰渡され候故段々様子依田にて
今日ハ思召御目の前豊前守言葉
出し有り且難く国々豊前守
紙を持ちて言上を将軍家御沙汰
入候て仰渡され候ハ別し義有りて
三方者手に及ありて大切の
書追て段々の大切故様子差出し隠

[illegible]
時の[illegible]国[illegible]事で[illegible]十上[illegible]
事の[illegible]年[illegible]河[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]年[illegible]河[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

四方[illegible]私[illegible]
[illegible]百[illegible]年[illegible]
侍[illegible]大[illegible]何年[illegible]
[illegible]持[illegible]
[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]
[illegible]時[illegible]
[illegible]

而を退百〻と食を乞せて関所を通
ることを先〻に思ひつゝ故に飛あるを決
へりとり所〻関所を通ることを
將軍家の八十余歳に成て
きこゝ浦の天下へ射〻作を背くハ志を
ぞ者に成〻十一の年を送て山城を設
さるゝ社に飛も有き仕合あり城の為
代の稀なる世に成て邪を押ふ

称候し侍あり右官ハ隠士仙人ハ発向
懐つき候回豊前守を滅し其の曲り無ま
其名を挙しけり
佐野政言大獄を思ひ立し事
其御周日大罪を識る事
殊に田沼主殿頭今ハ四万七千石を削
相良城をもあり人見の訴しけ付上
あく何罪をしげし業地を二度しが残り

奢り長じ金銀を貪りしを大小
名しも賄賂を献し賂縦御
取賄御縁月来の義ハ中にあげ万事云
辺しまハ云あ役大小名の出方ども婦を
山城の御主主の寵室をあび金銀縦
政の進物に至るまでを流しぞ云返心の
儀にぞ楽しけるよう籍て鍋ぞや
思ひのん百姓共町人にも中ず種ぐ様ぐ

の名を付け四年貢米町借し和金銀
米諸色せびり出し羅漢寺へ
顔出さる利欲を考へ世界一統の
困窮ハ如何も金銀米諸色値上り
始末ハ千万御仕置出張の事
ハ外金銀を駆きの出方
きづきの有り様ハ表向米和
りて仏庵の子供を売し

子ハ婚礼の者を好ませ借し檀家を行て
千万の理屈を考へ偽造証書を作る
偽造ハ重罪なれ共ハ名主ハ勿論唯
逆らへ者方の物成を行て三男せ殺害
系図書とまづき家方へ清石屋文し悪
さハ手代迫ハ勝手へ大名と知り事殺
何年計時を行て赤の系図を拵へ金件
山城守と偽り系図を駆き売り

神事あるべからざるを以て、使ひ氏の先祖、都
稚王首初使ひしより、事を使ひて、祝部
ぐ使ひ氏なりの使ひ使ひあるべき何年女首を
あき者ひとりを初めを引き替へて使ひ来
勤向の仕来りも、ひとつとして細かなる
なる使ひ氏は、是迄田原家使ひの礼儀
物し事を通し、事上使ひ迄引き替へ
於て、楽ぐ神使ひ北条の働き女使ひ是迄

バ御使ひし成事を御奏りを世ゝ世上
西前の雅楽あるを計り雅楽を
バ自ら天下の政支振りあるを以て神
楽くも数代四度恐を以て書を楽
西書の墨あがり天下の中なるべざる事を
金河の戸ひも西方あり是を以て神事
の事廃絶ありしも別段あり何分
楽ぐ奏りを請る立支墓ヶ狗中の立支墓

多ハ正宗あり〳〵音ハ武州兼冨也是ハ
私し考根を以て何年打を伊の噴哉ふ
年号銘新てのし国吉て猶りハあき者ハ
ちゝと異ハ偽〳〵ハ大丈夫の莫大なり女
如師も面ハ形きを勒功高りあく出仕せ
ゝ多り高ハ上州沼田の城を古彼是落ち
度高ハ長沼ハ高を迚古落流し敵味の
達人あり槍ハ刀脇の奥義を究めき上

力量も人面猶迚伊達の郷生成ハ又ゝ来
右馬し物り常〳〵ハ有り猶備
氏付ハ高を師弟の契約深〳〵ざり
り或時ハ高ハ反先祖ハ拵〳〵案
国口一分子の忠綱の刀を拵〳〵ハ高ハ
人ゝ〳〵ハ高ゝ代拵〳〵而の一刀あ
り二振多ハの拵あ長寸ぶ試〳〵ハ高
多あり此ハ古二尾し元ハ試〳〵ハ刀と

中さまに以まぜ四つ〳〵に切り一ぱい上中抵長
八天晴の山ぶきあり中〳〵試るなり乃ぞ切
味淡泊中〳〵中〳〵苦味反平無
中さまに以ふ為あり試て見ざる内は苦
りあれば何ものか入れて苦味
出るもの後長沼甘力也試る可相
安徳去堂を拵の時長ば長ば苦
きもの四つ〳〵切味也美味し

添〳〵成〳〵ものや苦味苦
抵也〳〵小苦有り新あく
きて日逆る刷よ抵〳〵まる逆る酒る秘
苦第也長〳〵日元秘せ〳〵
甘第四日也成〳〵湯る湯〳〵
成る湯〳〵仏無の行也成〳〵
成言毎〳〵暖〳〵
天親る無傷の子

傳へ学ぶるのハ程なく別もて四の方を指
す樊白居易ハ子の生れて枕もとに菊
を供じ是親子の情あゞ切なる者ハ此
高祖の作世說ハ対度田沼赤うり事ハ
世面白きを以て自ら知れ自生涯を送る
為さぬ事上作和門聖の事一ツ目ハ
楽百年あるべて沙彌の庵を結ぶ秋
俤北方の極楽対俤あ其あバ天下の
此說方の妻ハ如何と思ひ彼の憤怨
面倒て田沼父子の中さへハあき者ハ
楽ふ庵弾丸ぐらきあぐ是 上の業
ゝも如んとすると是庵を宮あ窓うあ
或日吉田の新屋敷一ツ住の女房を
河ゝぞ吉ぶけ上て中さま
ハ私ハ年来河岸育生成長
說ゝ新吉新の悪河うも帰

[illegible]
年の四季會後和歌の傳授
さてもいとうづ[illegible]
[illegible]
尚付[illegible]御回沼[illegible]
[illegible]
ざるを[illegible]
の國ハ回沼の[illegible]

[illegible]
[illegible]
宝故再應辭退[illegible]
[illegible]
回沼の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

是に依て此方より度々催促に及び
只一向承引なく其上謀書を構へ難題を
厚顔き丈のことあらそひ剰へ猶も手前勝手の所行
引続き候も是非なく家業の道に心掛
ところ其身ハ却て我儘にて不孝の至
中々誠に言語道断の次第に骨髄に徹
しかれバ自然父母の御教訓にも人ハ謙虚
の二字を守りて至極大切なりとの古語

き難き事なれバ是迄種々取扱ひ
其上先祖より相続せし所の家督迄
家業を疎かにし引続き今剣の如く心得違
在所引払ひ我儘にも追々倒さん
ところ猶又早々明白なる先文
相改めて猶又家業を自然の行跡を考へ
申上候下地是迄度々橋門前に
として我侭の悪事を挙て筆に尽し難し

も倭名三ケ條松永が書しに異あり今世書
ように係る其蓋なきに御威光の強きに
善ど吾り暮り神慮を背きて下
万民の難ぎ爲んことを自然に明らかなり
たとえば天下に乱を招くの逆賊と成じ
縁ば先祖より子孫まで勘当御座の恩を
蒙りながら悪縁を行ひながら世人
にも知られぬ誉めて相違なん事にも言ありまで

然私し萬事所詮川輩の事も信仰ならば
無常先祖天下の沙汰すまば私しの
意に随ひて風流の慶と云ふ職は
何ぞ成ても名なや縁を誰れて今是を詳る
者なし是を便て素しも信じ云社寺
あり私の嗜魂に失ふせ楽に親その内
素で吉人に立たる者とあまやか御光に
け自ら学の生きる語にあり古の流き

[illegible]のよハ[illegible]て中上まぢくと存ぜり
[illegible]若中上ざる時ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]て[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

清右ハ婦人の乱情あつ河堀あつ尺
ゆゑ[illegible]過ぎし道を信[illegible]
別の[illegible]実[illegible]嘗〳〵社[illegible]ゆゑ

日蓮町百花山
池青

天明三辛丑孟春八日

元士農工商とも夫〳〵の職分家業は固て諸用の只物を学ぶ
今日を活む夏蕣一般に紙[illegible]世写本の巻中小説ハ自家
の[illegible]ハ種〳〵の書入又ハ歌を賞賞するのき木偶人戯見昔き
男女の陰陽を[illegible]勇き君臣父子の中〳〵面を赤め合手
間く[illegible]是第ハ必竟一時の興[illegible]の[illegible]ての戯[illegible]ゆえ[illegible]
其職分[illegible]道[illegible]ハ疵付[illegible]ハ癖[illegible]
[illegible]ハ只言語を以て其過ちを免れ[illegible]
池田屋[illegible]民是を欲[illegible]然ハ[illegible]
[illegible]国て素代りて諸君子[illegible]

麿辰山人識

和漢
貸本所
東京牛込緬町
誠光堂
池田屋清吉